

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成17年12月 2 日（金曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集あいさつ
- 日程第 5 議案第46号 愛西市総合計画審議会条例の制定について
- 日程第 6 議案第47号 愛西市行政改革推進委員会設置条例の制定について
- 日程第 7 議案第48号 愛西市特別職報酬等審議会条例の制定について
- 日程第 8 議案第49号 愛西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第50号 愛西市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第51号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第52号 愛西市地域し尿処理施設維持管理事業基金条例の制定について
- 日程第12 議案第53号 愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第54号 愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第55号 愛西市立田地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第56号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第57号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第17 議案第58号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第18 議案第59号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第19 議案第60号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第20 議案第61号 平成17年度愛西市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第21 議案第62号 平成17年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第22 議案第63号 平成17年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第23 認定第 3 号 平成16年度佐屋町一般会計決算の認定について
- 日程第24 認定第 4 号 平成16年度佐屋町国民健康保険特別会計決算の認定について

- 日程第25 認定第5号 平成16年度佐屋町老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第26 認定第6号 平成16年度佐屋町土地取得特別会計決算の認定について
- 日程第27 認定第7号 平成16年度佐屋町ふるさとづくり事業推進特別会計決算の認定について
- 日程第28 認定第8号 平成16年度佐屋町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第29 認定第9号 平成16年度佐屋町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第30 認定第10号 平成16年度佐屋町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第31 認定第11号 平成16年度立田村一般会計決算の認定について
- 日程第32 認定第12号 平成16年度立田村土地取得特別会計決算の認定について
- 日程第33 認定第13号 平成16年度立田村農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第34 認定第14号 平成16年度立田村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第35 認定第15号 平成16年度立田村老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第36 認定第16号 平成16年度立田村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第37 認定第17号 平成16年度八開村一般会計決算の認定について
- 日程第38 認定第18号 平成16年度八開村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第39 認定第19号 平成16年度八開村老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第40 認定第20号 平成16年度八開村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第41 認定第21号 平成16年度八開村農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第42 認定第22号 平成16年度佐織町一般会計決算の認定について
- 日程第43 認定第23号 平成16年度佐織町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第44 認定第24号 平成16年度佐織町老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第45 認定第25号 平成16年度佐織町土地取得特別会計決算の認定について
- 日程第46 認定第26号 平成16年度佐織町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第47 認定第27号 平成16年度佐織町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第48 認定第28号 平成16年度海部西部広域事務組合一般会計決算の認定について
- 日程第49 認定第29号 平成16年度海部西部広域事務組合介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第50 陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について
- 日程第51 陳情第15号 地方交付税、地方財政の確保に向けた意見書採択を求める陳情について
- 日程第52 決算特別委員会の設置について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（56名）

1番	日永貴章君	2番	築地一貴君
3番	吉川三津子君	4番	榎本雅夫君
5番	岩間泰彦君	6番	田中秀彦君
7番	村上守国君	8番	岡本敏秋君
9番	岩田豊君	10番	後藤嘉親君
11番	田島長生君	12番	青山治重君
13番	真野和久君	14番	鬼頭勝治君
15番	杉野正彦君	16番	浜本七重君
17番	平野博吉君	18番	八木一君
19番	近藤健一君	20番	小沢照子君
21番	井桁憲雄君	22番	後藤和巳君
23番	吉川靖雄君	24番	堀田清君
25番	中島義雄君	26番	桜井敏彦君
27番	佐藤克典君	28番	佐藤肇君
29番	加藤和之君	30番	黒田勝一君
31番	大河内通彦君	32番	古江寛昭君
33番	祖父江靖君	34番	飯田正之君
35番	後藤芳徳君	36番	大島功君
37番	大宮吉満君	38番	永井千年君
39番	黒田国昭君	40番	大鹿一夫君
41番	中村文子君	42番	伊藤典之君
43番	大河内克見君	44番	加藤敏彦君
45番	加賀博君	46番	宮本和子君
47番	林輝光君	48番	横井滋一君
49番	石崎たか子君	50番	伊藤米郁君
52番	渡辺治雄君	53番	佐藤勇君
54番	太田芳郎君	55番	加藤正利君
57番	金森懿市君	58番	柴田義継君

◎欠席議員（1名）

51番 堀田幸比古君

◎欠番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	助 役	山 田 信 行 君
教 育 長	青 木 萬 生 君	会 計 室 長	杉 山 政 男 君
秘 書 室 長	佐 藤 信 男 君	総 務 部 長	中 野 正 三 君
企 画 部 長	石 原 光 君	教 育 部 長	八 木 富 夫 君
経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君	上 下 水 道 部 長	若 山 富 士 夫 君
市 民 生 活 ・			
保 健 部 長	藤 松 岳 文 君	福 祉 部 長	水 谷 正 君
		佐 屋	
消 防 長	古 川 一 己 君	総 合 支 所 長	加 賀 和 彦 君
立 田		八 開	
総 合 支 所 長	伊 藤 忠 俊 君	総 合 支 所 長	飯 田 十 志 博 君
佐 織			
総 合 支 所 長	山 崎 敏 次 君	監 査 委 員	河 原 操 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	伊 藤 辰 雄	議 事 課 長	服 部 秀 三
書 記	田 尾 武 広		

午前10時00分 開会

○議長（横井滋一君）

12月愛西市議会定例会を開会するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

愛西市誕生という記念すべき平成17年も師走に入りまして、各位にはそれぞれ大変お忙しい中、御出席賜りまして、まことに御苦労さまでございます。

本定例会には、条例の制定、改正を初め補正予算、あるいは旧4町村の27件にも上る決算認定等々が提出されております。後ほど市長さんよりも提案説明等をいただきますけれども、いずれも市政推進におきまして重要な案件ばかりでございます。議員各位には慎重な審議の上、適切な議決に達せられますよう要望する次第でございます。

また、時節柄、お体には御自愛いただきますとともに、議会運営には格段の御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井滋一君）

51番の堀田幸比古議員より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成17年12月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（横井滋一君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、9番・岩田豊議員、10番・後藤嘉親議員の御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（横井滋一君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、9月28日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（佐藤 勇君）

議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会を去る9月28日に委員全員と正・副議長にも御出席をしていただき、開催をいたしました結果、会期は本日12月2日から12月26日までの25日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。以上、報告を終わります。

○議長（横井滋一君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より26日までの25日間といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より26日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（横井滋一君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

まず、海部南部水道企業団議会議員の大河内通彦議員、お願いします。

○31番（大河内通彦君）

それでは、平成17年第3回定例会の報告をいたします。

第3回定例会は9月30日に開催をされました。

議題としては4本出されまして、議案第10号、11号、12号、13号、お手元の資料のとおりでございます。それで、議案第10号、11号、12号は当議会でも提案をされ、議論されてきたことでございますので、報告を省略させていただきます。

13号の平成17年度海部南部水道企業団水道事業補正予算（第3号）についてでございますが、補正予算ということで、まず減額補正 200万円が出されました。これは後で説明いたします消費税の関係でございます。

それから、次に追加補正といたしまして 4,000万円が出されました。この 4,000万の追加補正の説明をいたしますと、今回の補正予算の内容につきましては、近畿日本鉄道が施行する善太川橋まくら木改良工事に伴い、善太川水管橋口径 200ミリの改修工事が必要になったための 4,000万円ということでございます。これに消費税の 200万円が差し引きされたということでございます。この件につきましても、全会一致で可決をいたしております。

南部水道企業団の報告としては以上でございます。

○議長（横井滋一君）

次に、海部津島水防事務組合議会議員の近藤健一議員、お願いします。

○19番（近藤健一君）

海部津島水防事務組合の報告をいたします。

第2回定例会が17年10月12日、弥富町総合福祉センターで行われました。

付議事件といたしまして、専決第1号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について、それから専決第2号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、専決第3号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、この3件とも全員賛成で承認さ

れました。

認定第1号：平成16年度海部津島水防事務組合の一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額 4,064万 6,737円、歳出総額 3,847万 975円、差引残額 217万 5,762円、全員賛成で承認されました。

それから、組合を組織する組合数の減少によって、分担金の不公平が出るのではないかとということが議題に上がりまして、首長で相談するという話でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（横井滋一君）

次に、海部津島環境事務組合議会議員の佐藤克典議員、お願いいたします。

○27番（佐藤克典君）

海部津島環境事務組合の定例会の報告をいたします。

平成17年11月21日に海部津島環境事務組合新開センターで、平成17年第2回の定例会が行われました。

専決第1号として、専決処分として平成17年度海部津島環境事務組合一般会計補正予算（第1号）について審議をいたしました。補正額として5万 4,000円、補正後の予算総額として61億 4,967万 9,000円となっております。

議案第6号として、海部津島環境事務組合公告式条例等の一部を改正する条例について。

議案第7号：平成17年度海部津島環境事務組合一般会計補正予算（第2号）について、補正額 1,128万 4,000円、補正後の予算総額として61億 6,096万 3,000円となっております。

認定第1号として、平成16年度海部津島環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額43億 3,713万 5,946円、歳出総額40億 3,695万 8,457円、差し引きとして3億17万 7,489円となっております。

議案第8号として監査委員の選任同意について、これは愛西市の助役の山田信行さんが選任されました。

なお、海部津島環境事務組合の経過報告として、約半年分のものがこの用紙の一番最後のところに添付してありますので、一度お目通しのほどをよろしくお願いします。

以上をもって報告を終わります。

○議長（横井滋一君）

次に、海部地区休日診療所組合議会議員の飯田正之議員、お願いいたします。

○34番（飯田正之君）

海部地区休日診療所組合より報告させていただきます。

17年11月29日3時30分から、平成17年第4回臨時会が海部地区休日診療所で行われました。

議案といたしまして、海部地区休日診療所組合公告式条例の一部改正について、海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例の一部改正について、愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び増加、規約の変更についてでございます。全部で6議案ありましたが、賛成多数で可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（横井滋一君）

次に、議長より報告いたします。

監査委員より、平成17年8月から平成17年10月までに關する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれの写しをお手元に配付いたしております。よろしくお願ひいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集あいさつ

○議長（横井滋一君）

次に、日程第4・市長招集あいさつを議題といたします。

市長、お願ひします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

12月定例会をお願ひ申し上げましたところ、議員各位におかれましては、師走に入って御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

平成17年も残すところ1ヵ月ということになりまして、先ほど議長さんからもお話がありました、本年4月1日にスタートして、もうきのうで9ヵ月目に入ったわけでありまして。そんな中で、市としましても多くの行事、事業も進めてきておりまして、行事の中でも立田地区の体育大会が雨のために中止ということで、地域の皆さんにも本当に残念な思いをしていただきました。しかしながら、他の行事などにつきましては、大勢の市民の皆さんの参加をいただきながら盛況のうちに済ませてまいったところでありまして。これも議員の皆様方の御支援のたまものと厚くお礼を申し上げます。

また、本年は九州、あるいは中国地方での台風による大きな被害も報道がなされたわけでありまして、本市におきましては本当に大きな災害もなく、大過なく済ませてきております。そんな中でも、交通事故の死亡事故が7名、そして窃盗犯やらが津島所管内ではワースト1ということでありまして、こんなことも市民の皆さんに広報などでもお知らせしながら、一層安心・安全なまちづくりを目指してまいりたいと思っております。

今定例会には多くの案件をお願ひしております。そんな中で条例制定、あるいは条例の一部改正及び平成17年度の補正予算、平成16年度の旧4町村の一般会計・特別会計決算など、あるいは海部西部広域事務組合の一般会計・特別会計決算など45議案を御提案申し上げ、御審議をお願ひするわけでございます。提案の主な内容につきまして、述べさせていただきます。

最初に、議案第46号の総合計画審議会条例でありますけれども、愛西市の将来像を示す総合計画策定のためにお願ひするものであります。公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例につきましては、9月定例議会で述べさせていただいたものでございます。これらを含めて、条例の制定、一部改正9議案をお願ひいたします。

次に、議案第61号、一般会計補正予算につきましては、主な内容としまして、来年5月以降の議会に対応すべく、議場マイク設備等の改修のための修繕料 627万 5,000円を計上させていただきました。また橋梁新設費で、旧八開地区の懸案事項となっております川北町地内の橋のかけかえ工事、下部工の工事請負費 9,600万円を計上させていただきました。

議案第62号、老人保健特別会計補正予算については医療費、そして議案第63号、介護保険特別会計補正予算につきましては保険給付費等の増加が見込まれますので、補正をお願いするものでございます。

認定に付します27件の一般会計と特別会計の決算につきましては、合併のため、本年3月31日で締めしており、出納閉鎖期間がなく、例年とは異なっております。そんな内容でございますので、よろしく願いいたします。

これらの決算につきましては、10月に監査委員さんの審査をいただき、それぞれ歳入歳出決算主要施策の成果報告書にまとめさせていただきました。決算書とあわせて御確認をいただきたく思います。

本定例会に提案申し上げます議案につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、各議案とも十分に御審議をいただき、いずれも御議決、認定を賜りますようお願い申し上げます。招集のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第46号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第5・議案第46号：愛西市総合計画審議会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第46号：愛西市総合計画審議会条例の制定について。

愛西市総合計画審議会条例を別紙のように定めるものとする。本日、市長提出であります。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、愛西市総合計画を策定するに当たり、調査及び審議を行う総合計画審議会の設置について定めるため、必要であるからであります。

内容につきましては、担当より説明申し上げます。

○企画部長（石原 光君）

愛西市条例第 169号：愛西市総合計画審議会条例について御説明を申し上げます。

2枚目をお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、本市の長期的な行政運営の基本方針となります総合計画を策定するに当たりまして、必要な事項について調査・審議する諮問機関といたしまして総合計画審議会の設置をお願いするものでございます。

それでは、各条文の内容について御説明申し上げます。

第1条の関係につきましては、地方自治法の規定に基づく条例の制定の趣旨について定めた

ものでございます。

第2条の関係につきましては、審議会の所掌事務と、それから審議会の設置について定めたものでございます。

第3条の組織の関係でございますが、この第3条につきましては、審議会の組織等について定めたものでございまして、第1項では委員を20人以内で組織することといたしまして、第2項ではそれぞれ委員の区分について定めたものでございます。なお第3号、その他市長が必要と認める者の委員におきましては、今後、公募の委員さんという形で一応市民の皆さん方に公募をかけてまいりますけれども、その公募による委員さんも含めて選定をしていきたいというふうに考えております。

第4条の関係につきましては、審議会の会長・副会長について定めたものでございます。

第5条の関係につきましては、委員の任期について定めたものでございまして、総合計画策定終了時、これは当該諮問に関する答申が終わるまでの期間という形になろうかと思っておりますけれども、総合計画策定終了時までとするという規定を定めたものでございます。

第6条の関係につきましては、審議会の会議について定めたものでございます。

裏面の方をごらんいただきたいと思っております。第7条につきましては審議会の庶務について、また第8条は市長への委任規定について定めたものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第6・議案第47号（提案説明）

##### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第6・議案第47号：愛西市行政改革推進委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市長（八木忠男君）

議案第47号：愛西市行政改革推進委員会設置条例の制定についてであります。

愛西市行政改革推進委員会設置条例を別紙のように定めるものとする。本日、市長提出でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、簡素にして効率的な市政の実現を推進するための行政改革推進委員会の設置について定める必要があるからであります。

内容につきましては、担当より説明申し上げます。

##### ○企画部長（石原 光君）

愛西市条例第170号：愛西市行政改革推進委員会設置条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、行政改革の推進に関する重要事項につきまして調査・審議していく機関として、行政改革推進委員会の設置についてお願いをするというものでございます。

それでは、各条文の内容について御説明申し上げます。

第1条の関係につきましては、審議会の設置の目的について定めたものでございます。

第2条におきましては、審議会の所掌事務を定めたものでございまして、市長の諮問に応じ、愛西市の行政改革の推進に関する重要事項について調査し、審議することについて規定したものでございます。

なお、ここで言う重要事項とは、当然審議会が設置されますと、即時行政改革大綱の策定に取り組むことになっておりますけれども、そういった大綱の策定について一つの重要事項ということで位置づけをしておるものでございます。

第3条の関係につきましては、推進委員会の組織について定めたものでございまして、第1項ではその委員を15人以内で組織することとし、第2項におきましては委員の区分について定めたものでございます。それで第3号、その他市長が必要と認める者の委員には、公募による委員を含めて選定していきたいと。これは先ほど総合計画の方でも申し上げましたように、一応公募により委員さんをこれから募集をかけていくという中で、公募による委員さんも含めて委員に登用していただきたいというような考えも持っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。なお、この委員の関係につきましては、今後、庁内で組織を立ち上げております行革本部において、いろいろ検討して進めていきたいというふうに考えております。

第4条につきましては、会長及び副会長について定めたものでございます。

第5条につきましては、委員の任期について定めたものでございまして、任期につきましては3年とするものでございます。

第6条につきましては、委員会の会議について規定をしたものでございます。

申しわけありません。裏面の方をごらんいただきたいと思います。第7条は、当委員会の庶務について、また第8条の関係につきましては、市長の委任規定について定めたものでございます。

附則といたしましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上、よろしくお願ひ申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第48号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第7・議案第48号：愛西市特別職報酬等審議会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第48号：愛西市特別職報酬等審議会条例の制定について。

愛西市特別職報酬等審議会条例を別紙のように定めるものとする。本日、市長提出であります。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、特別職報酬等の額について審議するため、第三者機関の意見を聞く必要があるからであります。

内容につきまして、担当より説明申し上げます。

○総務部長（中野正三君）

それでは、1枚おめくりをいただきたいと思えます。

愛西市条例第171号：愛西市特別職報酬等審議会条例をお願い申し上げます。

合併前の各4町村ではそれぞれの制定をいただいておりますが、未整備でございますので、今回お願いをするものでございます。

第1条では、市長の諮問に応じ、特別職報酬等の額について御審議をいただくため、審議会を置くものでございます。

第2条では、議員の報酬、市長、助役の給料につきまして議会に御提出をするときに、あらかじめ審議会の意見を聞いて額を定めるものでございます。

第3条でございますが、委員の数は10名以内をもって市長が任命をするものでございます。2項では、任期は審議終了までとしております。

第4条では、会長・副会長の規定でございます。

第5条におきましては、会議の成立要件の規定でございます。

第6条は、庶務は総務部総務課において行うという規定でございます。

第7条は、委任規定でございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上、よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第49号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第8・議案第49号：愛西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第49号：愛西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について。

愛西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を別紙のように定めるものとする。本日、市長提出であります。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い、制定する必要があるからであります。

内容につきまして、担当より説明申し上げます。

○総務部長（中野正三君）

それでは、1枚おめくりをいただきまして、愛西市条例第172号をお願いいたします。愛西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例でございます。

この条例につきましては、平成17年4月1日施行の地方公務員法の改正により、人事行政運営等の状況の公表を行うため、お願いをするものでございます。

第1条では、地方公務員法第58条の2の規定に基づきまして定める事項として、趣旨をあらわしているものでございます。

第2条につきましては、報告の時期。任命権者は、毎年10月末までに市長に対して前年度の報告を行うものでございます。

第3条の報告事項につきましては、第1号は職員の任免及び職員数の状況、そして第2号におきましては給与の状況、第3号におきましては勤務時間、勤務条件の状況、そして第4号におきましては分限及び懲戒処分の状況、第5号におきましてはサービスの状況、第6号におきましては研修及び勤務成績の評定の状況、そして第7号におきましては福祉及び利益の保護の状況、第8号におきましてはその他市長が必要と認める事項という形で、8事項を定めておるものでございます。

そして、第4条につきましては、公平委員会を当市は設けておりますので、公平委員会におきましては、これも同じく毎年10月末までに市長に対しまして、その業務の内容の報告をお願いするものでございます。

そして、第5条におきましては、公平委員会の報告事項につきましては、第1号に勤務条件に関する措置の要求の状況ということでございます。裏をごらんください。第2号におきましては、不利益処分に関する不服申し立ての状況の報告をお願いするものでございます。

第6条におきましては、公表の時期の規定でございますが、市長は報告を受け、12月末までに公表をするものでございます。

第7条の公表の方法としましては、1号で広報紙、そして2号におきましてはインターネットの公表を規定するものでございます。

第8条は、委任規定でございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第50号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第9・議案第50号：愛西市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第50号：愛西市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の制定について。

愛西市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例を別紙のように定めるものとする。本日、市長提出であります。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、公の施設の管理を地方自治法に基づく指定管理者に行わせる場合の手続を定めるため、必要があるからであります。

内容につきまして、担当より説明を申し上げます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、愛西市条例第 173号：愛西市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例について御説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、愛西市の公の施設に指定管理者制度を導入するに当たりまして、その必要となる基本的な手続等について定めるものでございます。

それでは、各条文の内容について御説明を申し上げます。

第1条の趣旨の関係でございますが、この第1条の関係につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、この条例を制定する趣旨について定めたものでございます。

第2条、公募等の関係でございますが、内容につきましては、いわゆる指定管理者の指定に当たっては、緊急な場合、あるいは合理的な理由がある場合を除きまして、原則公募によることといたします。そして、その選定の方法や基準など応募に必要な事項について、この第2条で規定を定めるものでございます。

第3条の関係でございますが、第3条は、指定を受けようとする際に必要な申請書など書類の関係について規定の整備をしたものでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。第4条、指定管理者の選定の関係につきましては、それぞれ1号、2号、3号とこの指定管理者を選定する際の基準について定めたものでございます。

第5条、指定管理者の指定の関係につきましては、まず第1項におきましては、指定管理者は議会の議決を経て指定するものであること。また第2項におきましては、その結果の通知及び公表について規定を定めたものでございます。

次に第6条、協定の締結の関係でございますが、指定管理者の指定後において、その施設を管理する権限は指定管理者に付与されることとなりますが、いわゆる管理の適正を期するために指定管理者と市の方で協定の締結を義務づけることとしたものでございます。

それから事業報告書の提出、第7条の関係でございますが、指定管理者に事業報告書の提出を義務づけることについて規定をしたものでございます。いわゆるその事業報告書につきましては、毎年度終了後60日以内に報告するというような内容について規定を設けたものでございます。

第8条、業務報告の聴取等でございます。この内容につきましては、業務または経理の状況に関して報告を求めること。また、調査や必要な指示をすることができることを定めたものでございます。

第9条、指定の取り消し等の関係でございますが、指定管理者が業務報告の聴取等、いわゆる指示に従わないときなど一定の要件に該当するときは、指定の取り消しや管理業務の停止を命ずることができることについて規定の整備をしたものでございます。

第10条、原状回復義務、4ページをお開きください。第10条の関係につきましては、指定施設、またはその設備等の原状回復義務について定めたものでございます。

第11条におきましては、損害賠償の義務ということで、指定施設、またはその設備等の損害賠償の義務について定めたものでございます。

第12条、秘密保持の義務ということで、この第12条におきましては、指定管理者の役員等に対しまして秘密の保持義務を明確にするとともに、愛西市の個人情報の適正管理について規定をしたものでございます。

第13条、情報の公開の関係でございますが、指定管理者が保有いたします文書の情報公開等について必要な措置を講じるというような規定について定めたものでございます。

それから第14条は、市長への委任規定でございます。

附則といたしまして、第1項におきましては、この条例につきましては公布の日から施行するというものでございまして、第2項の経過措置の関係でございますが、現在、愛西市におきましては、道の駅、これは立田ふれあいの里、それから勝幡児童館、もう一つ、草平児童館、この3施設が既に指定管理者制度を導入いたしまして、指定管理者による管理運営がなされておるわけございまして、今回この条例を制定するに当たりまして、既に導入しておりますこの3施設における指定管理者の指定の手続を、この条例により行ったものとみなす必要がございますので、その部分について経過措置をここで設けておるということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第10・議案第51号（提案説明）

##### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第10・議案第51号：長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市長（八木忠男君）

議案第51号：長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について。

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を別紙のように定めるものとする。本日、市長提出であります。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、地方自治法の改正に伴い、長期継続契約について条例を制定する必要があるからであります。

内容につきまして、担当より説明申し上げます。

##### ○企画部長（石原 光君）

それでは、愛西市条例第 174号：長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について御説明申し上げます。

このたび地方自治法施行令の一部改正がございまして、その事務の合理化を図るために、新たに長期継続契約を締結することができるという地方自治法施行令の改正があったわけでございます。それで、議員各位御承知のように、地方公共団体の会計年度は、地方自治法に基づき

まして原則4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされており、その会計年度の間、さまざまな契約についてもこの原則に基づいて、先ほど申し上げました会計年度内を期限とする契約になっておるのが現状でございます。

新たに自治法の施行令の改正で示されました長期継続契約につきましては、いわゆる例外といたしまして、年度を超える期間の契約を締結できるという制度でございます。この制度を導入することに当たりまして、一定の条件と対象を条例で定める必要がございますので、今回制定という形で御提案を申し上げます。

それでは、条文の内容について御説明を申し上げます。

第1条の趣旨でございますが、これは地方自治法施行令の規定に基づきまして、本条例の制定の趣旨について定めるものでございます。

第2条の長期継続契約を締結することができる契約につきましては、いわゆる長期継続契約を締結することができる契約の一定条件と対象について定めたものでございます。それで第1号は、物品の借入契約でございますが、商慣習上、複数年にわたり契約することができるという一般的なもの。これは一つの例といたしまして、パソコンのリース契約等がございますが、これがこの1号に該当する契約になるんじゃないかというふうに理解しております。それから第2号につきましては、経常的かつ継続的な役務の提供を受けるもので、年度当初から、いわゆる4月1日から即時役務の提供を受ける必要があり、また4月1日までに相当準備期間というものを確保する必要がある契約。例といたしましては、パソコンのリースに伴う保守点検が4月からすぐ発生をいたします。それと御承知のように、施設の警備保障、セコム等がございますけれども、これも4月1日からすぐ役務の提供を受けなければなりませんので、そういったものがこの2号に該当するのではないかというふうに理解をしております。3号につきましては、これ以外に業務の適正な履行のため、市長が特に必要と認める契約ということで、1号設けております。

第3条の関係につきましては、委任規定について定めたものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成18年1月1日から施行するという内容でございます。以上、御審議よろしくお願ひ申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第52号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第11・議案第52号：愛西市地域し尿処理施設維持管理事業基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第52号：愛西市地域し尿処理施設維持管理事業基金条例の制定について。

愛西市地域し尿処理施設維持管理事業基金条例を別紙のように定めるものとする。本日、市長提出であります。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、愛西市地域し尿処理施設維持管理事業基金条例を定めるため、必要があるからであります。

内容につきまして、担当より説明申し上げます。

○上下水道部長（若山富士夫君）

愛西市条例第 175号について御説明をさせていただきます。

まず第 1 条の設置でございますが、これは地域し尿処理施設維持管理事業、通称コンプラ事業と言っておりますが、これの維持管理・運営、要するに組合が基金の維持管理をやられて、1 年間たった後の余剰金等を運営するために今回お願いするものでございまして、たまたまこの時期に提案させていただくのは、佐織地内におきまして 3 団地、実は運用してみえたわけでございますが、そのやり方につきまして地元の団地の御理解が得られましたので、今回提案をさせていただくというものでございます。よろしくをお願いいたします。

それから第 2 条では、先ほどの運用基金の積み立ての、要するに会計上の関係でございますが、この積み立てる額は一般会計における歳入歳出予算で定める額とするところがございます。これは御存じのように集落排水等にもこういう基金条例がございまして、ここの違いが、この一般会計での取り扱いという点で違ってまいったので、改めてこの基金条例を設けるというふうになっております。

それから第 3 条では、管理関係をうたっております。

次に第 4 条、運用益、これは利息分等についてのやり方をここで定めさせていただいております。

それから第 5 条では、財政上必要があるというときには、繰りかえる方法についてを述べさせていただいております。

それから第 6 条では処分、要するに使い道についてを第 6 条で定めさせていただいております。

第 7 条につきましては、市長への委任事項ということで定めさせていただいております。

なお、この条例は公布の日から施行するということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第12・議案第53号（提案説明）

##### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第12・議案第53号：愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市長（八木忠男君）

議案第53号：愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年愛西市条例

第40号)の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日、市長提出であります。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、投票立会人及び期日前投票立会人が2人以上の交替により立ち会いをする場合に、日額報酬に2分の1を乗じて得た額を支給するために改正する必要があるからであります。

内容につきまして、担当より御説明申し上げます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、愛西市条例第176号をお願いいたします。愛西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

お願いいたしますのは、投票時間が長くなりましたことと、加えて期日前投票の制度ができましたことによりまして、投票立会人の確保が非常に困難になったということでございますので、こういう備考を設けて、その対応に処したいということでございます。

御説明につきましては、資料を別添でつけておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

表中の額につきましては、投票立会人の方、日額1万800円、それから期日前の投票立会人の方、日額9,600円という額は変わりございませんが、備考を加えて、備考の中で「2分の1を乗じて得た額」という規定を加えさせていただくものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行をお願いするものでございます。以上、よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第54号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第13・議案第54号：愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第54号：愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第96号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日、市長提出であります。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、愛西市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例制定に伴い、改正する必要があるからであります。

内容につきまして、担当より説明申し上げます。

○福祉部長（水谷 正君）

それでは、議案第54号の御説明をさせていただきます。

愛西市条例第177号：愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましては、愛西市公の施設に係る指定管理者の指定

の手續等に関する条例の制定に伴いまして、愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例のうち、指定管理者の指定の手續に関する部分を手續条例で読みかえるため、本条例から手續に関する部分を削除するという内容でございます。

それで、愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するという事で、第7条から第13条までを削り、第14条を第7条とし、第15条から第21条までを7条ずつ繰り上げるということでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するという事でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第55号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第14・議案第55号：愛西市立田地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第55号：愛西市立田地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市立田地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第127号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日、市長提出であります。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、愛西市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例制定に伴い、改正する必要があるからであります。

内容につきまして、担当より説明申し上げます。

○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、愛西市条例第178号：愛西市立田地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、内容説明をさせていただきます。

資料を添付させていただいておりますので、2枚ほどおめくりをいただきたいと思います。

第6条の第1項第1号中に定めております開館時間の関係でございますが、「午前8時から午後5時まで」となっているものを「午前9時から午後6時まで」と改めたいお願いでございます。

次に、愛西市の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例制定が提出されたことに伴いまして、その基本となる条例に明記をされている内容でダブるところがございますので、本条例の条文、こちらの資料に記載してございますが、第13条、第14条、第15条、第16条及び第17条を削りまして、そして第18条を第13条とする改正をお願いしたいものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第56号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第15・議案第56号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第56号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第 123号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日、市長提出であります。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、愛西市農業集落排水事業により、森川地区排水施設、鶴戸東八反割地区排水施設を平成18年度に供用開始するに伴い、改正する必要があるからであります。

内容につきまして、担当より説明申し上げます。

○上下水道部長（若山富士夫君）

愛西市条例第 179号について、内容を説明をさせていただきます。

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するというので、別表で改正をお願いするものでございます。はねていただきますと資料を添付させていただいておりますので、資料の改正後の方をごらんいただければと思います。

この関係につきましては、先ほど提案理由にもございましたように、平成18年4月の中旬には供用開始ということで予定が立っておりますので、今回改めて使用料、並びにその処理施設等について条例で御提案を申し上げるものでございます。

なお、この条例につきましては、過日、立田地区農業集落排水事業推進協議会というところで十分協議し、承認をいただきましたので、この案を提案させていただいております。

それで、四会地区の下に森川地区排水施設、それから鶴戸東八反割地区排水施設というところで、2施設の分をこの表で見えていただくように入力をさせていただいております。これが場所の指定でございます。

それで、はねていただきまして裏面の方をごらんいただきますと、表の下、森川地区排水施設、それから鶴戸東八反割地区排水施設という表をふやささせていただいたわけでございますが、これにつきましては、一般の1世帯当たりの基本を2,000円、それから世帯1人当たりの追加分については1人当たり600円ということで決めさせていただいております。これは両地区ともこの額でお願いしたいということでございまして、なお、この額につきましては、それぞれ処理施設の運営費をもとに算定なされたものでございます。以上、簡単でございますが、よろしくお願いたします。

○議長（横井滋一君）

それでは、ここで暫時休憩といたします。議場の時計で10分間休憩いたしますので、11時10分から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（横井滋一君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第57号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

日程第16・議案第57号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第57号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 1 項の規定により、平成17年12月31日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から額田町を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。本日、市長提出でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、地方自治法第 290条の規定により愛知県市町村職員退職手当組合から額田町を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議するため、必要があるからでございます。

内容につきまして、担当より説明申し上げます。

○総務部長（中野正三君）

それでは、1枚お開きをいただきまして、愛知県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約でございます。これは額田町が岡崎市と平成18年1月1日に合併をするという形になりますので、お願いをするものでございます。

別表7区中の項中がございますが、「幸田町 額田町」から「幸田町」に改めるということでございます。

附則としましては、平成18年1月1日から施行するものでございます。

2項につきましては、組合議員の経過規定でございます。議案資料としては別表をお届けしておりますので、よろしく願いいたします。

以上、よろしく願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第58号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第17・議案第58号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第58号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 1 項の規定により、平成18年 1 月31日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から一宮町を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。本日、市長提出でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、地方自治法第 290条の規定により愛知県市町村職員退職手当組合から一宮町を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議するため、必要があるからであります。

内容につきまして、担当より説明申し上げます。

○総務部長（中野正三君）

それでは、1 枚おめくりをいただきまして、愛知県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約をお願いいたします。これは一宮町が平成18年 2 月 1 日に豊川市と合併をするため、お願いをするものでございます。

別表10区の項中「音羽町 一宮町」を「音羽町」に改めるものでございます。

附則として、平成18年 2 月 1 日から施行するものでございます。

第 2 項につきましては、組合議員の方の経過規定でございます。議案資料として別表をお手元に届けておりますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第18・議案第59号（提案説明）**

**○議長（横井滋一君）**

次に、日程第18・議案第59号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○市長（八木忠男君）**

議案第59号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 1 項の規定により、平成18年 3 月19日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から師勝町及び西春町を脱退させることについて議決を求める。本日、市長提出でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、地方自治法第 290条の規定により愛知県市町村職員退職手当組合から師勝町及び西春町を脱退させることについて協議するため、必要があるからであります。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第60号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第19・議案第60号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第60号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成18年3月20日から愛知県市町村職員退職手当組合に北名古屋市を加入させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。本日、市長提出でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、地方自治法第290条の規定により愛知県市町村職員退職手当組合に北名古屋市を加え、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議するため、必要があるからであります。

内容につきまして、担当より説明申し上げます。

○総務部長（中野正三君）

それでは、1枚おめくりをいただきたいと思えます。

愛知県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約でございますが、これはさきの議案でお願いをいたしました師勝町、西春町が平成18年3月20日に合併をいたします。このため、この両町が合併し北名古屋市になるため、お願いをするものでございます。

別表2区の項中「豊山町 師勝町 西春町」を「豊山町」に改め、同表11区の項中「清須市」を「清須市 北名古屋市」に改めるものでございます。

附則として、この規約におきましては平成18年3月20日から施行するものでございます。

2項につきましては、組合議員の経過規定でございます。議案資料としては別表をお届けしておりますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第61号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第20・議案第61号：平成17年度愛西市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第61号：平成17年度愛西市一般会計補正予算（第5号）。

平成17年度愛西市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億904万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220億6,278万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費) 第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正) 第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。本日、市長提出であります。

内容につきまして、担当より説明申し上げます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、歳出からお願いします。12ページ、13ページをお願いいたします。

議会費におきましては、11節の需用費におきまして、印刷製本費25万円をお願いするものでございます。この内容につきましては、議会だよりの費用が不足するため、お願いをするものでございます。

その次の総務費でございますが、総務管理費、目1一般管理費の13節委託料におきまして、人事給与システム修正委託料65万3,000円をお願いしてございます。これは人事院勧告で来年の4月より給料表の改正が示されております。このため、切りかえが必要でございますので、お願いをするものでございます。

3目の文書広報費、13節委託料で、ホームページ更新委託料134万4,000円をお願いしてございます。これは、現在のホームページの資料部分におきまして、資料をそのまま写させていただいております。このため部分変更ができませんので、できるような修正をお願いするものと、携帯電話により接続が可能なシステムにするものでございます。

6目の財産管理費の需用費でございますが、修繕料として627万5,000円をお願いしてございます。これは本庁舎3階の議場でございますが、来年の5月よりの議会開催に対応すべく、マイク設備等の音響部分の改修をお願いするものでございます。

8目の企画費の1節で総合計画審議会委員報酬13万1,000円をお願いしてございますが、これは議案第46号をお願いをいたしました総合計画審議会条例によります委員報酬でございます。委員長6,800円、お1人の方、委員6,500円、19人の方、それぞれ1回分の計上でございます。

9目におきまして、基金費で地域し尿処理施設維持管理事業基金積立金1,452万4,000円をお願いしてございますが、議案第52号で提案させていただいております基金条例に基づくものでございます。この歳出に伴います歳入といたしましては、雑入で施設管理組合余剰金を同額計上しております。

総合支所費につきましては、立田総合支所長より御説明を申し上げます。

#### ○立田総合支所長（伊藤忠俊君）

12ページにございます款2の総務費、目1の立田庁舎費におきまして、今回150万円の補正をお願いいたしておりますが、この件につきましては、ここにごございます事務用機器等の賃借料でございまして、俗に言いますコピー使用料でございます。この件につきましては、コピーの使用料が予算を上回ります見込みになりましたので、今回お願いいたしております。

なお、立田庁舎といたしましてコピーの関係におきましては、経済建設部と総合支所の関係で行っております。積算におきましては、月額の見込みといたしまして30万円の5ヵ月分ということで150万円のお願いをいたしておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは私の方から、12、13ページでございます。

款3民生費のうち、項1社会福祉費、目1の社会福祉総務費の中で、13. 委託料でございます。これは、次の20の扶助費でも関係しておりますが、障害者等医療機関事務手数料の関係でございます。これは4月から10月までの実績に伴いまして非常に伸びておるということで、27万9,000円の補正をお願いするものでございます。続きまして扶助費でございます。4,836万9,000円、障害者等医療扶助費でございます。これは医療費が増加しているだけでなく、対象者も、本年4月1日でございますが730名でございますが、10月末現在で869名の対象者となっております。その関係で非常に大きな伸びになっておるわけでございます。これに伴います歳入が8ページ、9ページにございますが、中ほどの款14県支出金、項2の県補助金、目2の民生費県補助金でございます。県負担分をここで計上いたしまして243万1,000円となっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、続けて私の担当のところだけ御説明を申し上げますので、恐れ入ります、14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。

同じく款3項1目2の老人福祉費でございます。28の繰出金につきまして1億5,000万円、老人保健特別会計繰出金でございます。これは後ほど老人保健特別会計の方で御説明を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから中ほどに飛びますが、款4の衛生費、項1の保健衛生費、目2の予防費でございます。1の報酬で13万7,000円の補正をお願いいたしておるわけでございます。これは愛西市健康日本21計画策定委員会の委員報酬ということでございますが、本来私どもは18年度に計画をいたしておりましたが、部会等を開催しているところでありまして、この計画を早く進めるために今般報酬をお願いするものでございます。

次にその下になります、目4環境衛生費におきまして、節23償還金、利子及び割引料でございます。44万円の補正をお願いしておりますが、墓地使用料還付金ということで2基分の申し出がございまして、これを計上いたすものでございます。よろしくお願いをいたします。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは、福祉部の御説明をさせていただきます。12、13ページをお願いします。

社会福祉費の社会福祉総務費で、平成16年度障害者福祉関係補助金の精算に伴う返還金17万6,000円を計上させていただきました。

続きまして、14、15ページをお願いします。老人福祉費では、平成16年度高齢者在宅福祉事業補助金返還金として221万3,000円を計上させていただきました。

続きまして児童福祉課で、児童福祉費の児童措置費で、平成16年度被用者児童手当国庫負担

金の精算に伴う返還金25万 6,000円を計上させていただいております。

また、児童館費では、公の施設指定管理者選定委員会委員報酬6万 6,000円を計上させていただきました。以上で御説明を終わらせていただきます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは私の方からは、経済建設部の所管の関係で御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、14、15ページの方の6款農林水産業費の方をごらんいただきたいと思っております。

まず農業振興費の関係で、海部農業協同組合に対して実施されました3ヵ所の補助施設の関係で、補助金返還という形で計上させていただいておりますが、これにつきましては、一つ目には処分制限前の取り壊し。これは立田支店におきまして、17年3月31日、処分制限前に取り壊しということで76万 2,402円。それから2点目には、稼働休止ということで、これは八開支店内にございますもみ共同乾燥施設の関係でございますが、稼働を休止していたという判断がなされまして、こちらの方で76万 1,788円。それから3点目、目的外使用ということでございますが、これにつきましては八開地内にございます赤目支店と立田北支店がなくなるということで、組合員の利便性を図るということで、そちらにありましたATMもなくなるということで、れんこんセンターの中へATMを設置するというので、れんこんセンターの敷地内に置きましたことによるATM分の目的外使用ということで、こちらが11万 5,169円。これらを合わせまして補助金の返還ということで164万円の計上をお願いしてございます。これにつきましては、雑入におきまして、農林水産事業国庫補助金等返還金受入金ということで受けて、それを充てて返還をさせていただくということでございます。

それから、その下の畜産業費でございますが、これにつきましては家畜ふん尿処理施設、いわゆるコンポスト施設とっておりますが、畜産関係のふん尿を扱っている施設でございますが、こちらの方への運営費補助金ということで、償却資産の3分の1を補助するという形になっておりますので、今回追加のお願いを申し上げます。

それから、6目の農業施設管理費の関係でございますが、先般の議会の折にもちょっと質疑が出ておりましたけれども、地域交流施設工事において年度内に支払いができないという予測のもとに、未払い金ということで愛西市の予算に計上をしたわけですが、ぼいにぼいまして何とか16年度内に工事を終え、検査を終えた後に支払いをすることができましたので、今回減額の補正をお願いいたしております。

次に款8の土木費の関係で、1枚はねていただきたいと思っております。道路橋梁費のうち目2の道路新設改良費の関係でございますが、これにつきましては、公共補償分の額が確定をいたしましたことに伴いまして用地費購入費を1万 6,000円、こちらは追加ですね。それから、補償費につきましては23万 1,000円の減額をお願いしてございます。これに関しましても歳入の方で、土木費県委託金ということで公共補償委託金10万 9,000円の減額をさせていただいて、対応をさせていただいております。

それから、目4の橋梁新設費でございますが、こちらにつきましては川北町地内において橋

のかけかえを行うため、橋梁の一部工事、下部工事でございますが、こちらの工事請負費、公団等の協議も成立しましたので、事業に入りたく、今回 9,600万円の計上をお願いしてございます。なお、この事業につきましては、事業効果を高めるために年度内に発注を目標にいたしまして、橋梁改築事業（下部工）として事業費 1 億 173万円を繰越明許費として計上をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

#### ○教育部長（八木富夫君）

それでは続きまして、10款の教育費をお願いいたします。

1 項の教育総務費、3 目の私立学校振興費でございますが、今回40万円の補正をお願いいたしております。私立高等学校の授業料の補助金でございますが、年額 1 万円の支給となっております。今回不足を生じましたので、40人分お願いをするものでございます。

次に、2 項の小学校費、1 目の学校管理費、並びに 3 項中学校費、1 目の学校管理費でございますが、それぞれ11節の需用費におきまして、小学校費におきましては 166万 1,000円、中学校費におきましては80万 3,000円の補正をお願いするわけでございますが、消耗品といたしまして防犯ブザーの購入をそれぞれお願いしたいと考えております。御承知のように、昨今、児童・生徒の登下校時におけますいろんな事件が発生をいたしております。安全確保のために、新年度より全児童・生徒に防犯ブザーの携帯をさせたいということで、お願いをするものでございます。なお、19校全学校にそれぞれ教室にもすべてこの防犯ブザーを設置したいと考えております。合わせまして約 6,900個の個数になります。事前に発注をいたしまして、新年度からこの対応ができるようお願いをしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは私の方からは、歳入の補正の内容について御説明を申し上げます。恐れ入ります、8 ページ、9 ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、款 8 地方特例交付金の関係でございますが、これは国からの交付額の決定によりまして 780万 3,000円を追加という形で計上をさせていただいております。なお、交付決定額につきましては 2 億 5,050万 3,000円という額で交付の決定を受けております。

続きまして款 9 地方交付税、内容につきましては、本年度の普通交付税算定結果、これは 8 月に算定があったわけでございますが、その算定の結果によりまして、普通交付税 4 億 7,491万 8,000円、このため追加をお願いしております。なお、本年度、本算定による愛西市の普通交付税の交付額の決定につきましては41億 8,291万 8,000円という交付額の決定を見ております。

続きまして、款17の繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金の関係で 1 億 9,429万円減額をさせていただいております。これは財源調整ということで、当初取り崩しを予定するというので予算を計上させていただいておりますが、先ほど申し上げました交付税等の増収といたしますか、額の決定を受けまして、このたび一部基金の方へ繰り戻しといたしますか、取り崩しをやめるということで、今回一部減額の補正をさせていただいております。これも財源

調整ということで御理解がいただきたいと思います。

続きまして、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。款20市債、いわゆる地方債の関係でございますけれども、目4減税補てん債におきまして、これも一応許可予定額の確定を受けましたので、3,470万円の補正をお願いするものでございます。

また、目5の臨時財政対策債におきまして、これも交付税の算定の段階で計算がされるわけでございますけれども、一応起債上限額まで借り入れをしようということで、今回1,150万円の追加をお願いしております。

なお、減税補てん債の本年度の決定額につきましては9,470万円、それから臨時財政対策債の借入要望につきましては9億6,150万円という額を現在国の方へ要望しております。

それから、若干前後いたして恐縮でございますが、4ページの方に地方債の補正ということで、先ほどそれぞれの許可予定額、あるいは決定額を申し上げましたけれども、その決定額、いわゆる確定等によりまして、地方債の限度額の補正をそれぞれ変更させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第62号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第21・議案第62号：平成17年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第62号：平成17年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）。

平成17年度愛西市の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,427万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億8,511万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日、市長提出でございます。

内容につきまして、担当より御説明申し上げます。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

平成17年度愛西市老人保健特別会計補正予算を説明させていただきます。

この会計につきましては、法で定められております負担割合で運営をされておる会計でございます。よろしくお願いしたいと思います。

まず歳出から御説明をいたします。恐縮でございますが、9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

款2医療諸費、項1医療諸費、目1医療給付費でございます。補正前の額50億5,847万4,000円、補正額1億5,000万円でございます。医療給付費の伸びに伴うものでございまして、現在3%ほど、これを年度末まで見込みますと伸びるであろうと予測しまして、今般補正をお願い

するものでございます。

次に、款4諸支出金、項1償還金、目1償還金でございます。610万6,000円の減額となっておりますが、これは前年度返還方法変更のための償還金でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、項2の繰出金でございます。目1一般会計繰出金、節28の繰出金で4,408万6,000円、一般会計繰出金、前年度精算に伴うものでございます。

次に、目2の介護保険特別会計繰出金、節28の繰出金で、これにつきましては振りかえ誤りに伴うものでございまして、介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。よろしくお願いしたいと思います。

それでは、歳入の方へ戻っていただきまして、その前ページでございます。7、8ページでございます。

款2の国庫支出金、項1国庫負担金、目2の医療費負担金につきまして、過年度分ということで445万9,000円の減。

また、款3県支出金、項1県負担金、目1医療費負担金でございます。これにつきましても126万4,000円、過年度分ということで減額をいたしております。

続きまして、4.繰入金でございますが、項1一般会計繰入金、目1の一般会計繰入金ということで、節1の一般会計繰入金1億5,000万円。先ほどお願いしたものでございます。これは定められた負担割合で翌年度精算をされますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第22・議案第63号（提案説明）

##### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第22・議案第63号：平成17年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市長（八木忠男君）

議案第63号：平成17年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成17年度愛西市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4,859万6,000円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日提出、市長名であります。

内容につきまして、担当より説明申し上げます。

##### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは、介護保険の中身を御説明させていただきます。

歳出の方、9ページ、10ページをお願いいたします。

歳出では、保険給付費 3,000万円、高額介護サービス等費 1,500万円を計上させていただきました。

戻っていただきまして歳入、7ページ、8ページでございます。

歳入では、老人保健特別会計繰入金 4,446万 9,000円、旧町村歳計剰余金53万 1,000円を計上させていただきました。以上で説明を終わらせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・認定第3号から日程第49・認定第29号まで（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第23・認定第3号：平成16年度佐屋町一般会計決算の認定についてから、日程第49・認定第29号：平成16年度海部西部広域事務組合介護保険特別会計決算の認定についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

今定例会に御提案を申し上げます決算認定につきましては、旧4町村、並びに海部西部広域事務組合における平成16年度一般会計・特別会計合わせて27会計をお願い申し上げるものであります。各町村会計別ごとに提案申し上げますのが本意でありますけれども、大変膨大な量であることから、一括提案という形でお願いを申し上げます。

認定第3号：平成16年度佐屋町一般会計決算の認定から認定第29号：平成16年度海部西部広域事務組合介護保険特別会計決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、一般会計・特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、本議会の認定に付するものであります。本日、市長提出であります。

旧4町村並びに海部西部広域事務組合の各会計の歳入歳出決算並びに歳入歳出差引残額、これは平成17年度へ繰り越すべき財源についてであります。別紙一覧表に取りまとめさせていただいております。御了承をいただきたく思います。

なお、各決算の内容につきまして、各町村ごとに担当部長より説明を申し上げますのが本来の形でありますけれども、主要な施策の概要と成果に各町村それぞれ記載をさせていただいております。どうぞよろしく御精読を賜りますとともに、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。認定の提案とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（横井滋一君）

ただいま提案説明のありました認定第3号から認定第29号までの平成16年度決算につきましては、監査委員の金森懿市議員より審査結果の報告をしていただきます。

○57番（金森懿市君）

一般会計及び特別会計の決算審査を報告いたします。

決算審査は、河原操監査委員さんと私と両名で、10月4日から17日にかけて、旧4町村においてそれぞれ実施いたしました。

審査の対象は、4町村の平成16年度一般会計・特別会計及び海部西部広域事務組合の一般会計、介護保険特別会計であり、それぞれの決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、並びに関係諸帳簿等により決算計数の正確性、収入支出の合法性について審査をし、また予算執行状況について担当職員から説明を聞き、予算執行の的確性等について審査をいたしました。

その結果、佐屋町老人保健特別会計及び佐屋町介護保険特別会計において、介護給付費交付金の計上誤りがあったため、適正に会計処理を行うよう指摘をいたしましたが、それ以外において、関係書類は法令の規定に従って作成され、決算計数は関係諸帳簿と符合しており、収入支出ともに正確であると認めました。

なお、今後において、予算の適正な執行及び税の収納率の向上、補助金の趣旨・目的の徹底等について努められるよう市当局に要望をいたしました。

以上で決算審査報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第50・陳情第14号及び日程第51・陳情第15号（提案説明）

##### ○議長（横井滋一君）

それでは、お諮りいたします。

日程第50・陳情第14号：介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、日程第51・陳情第15号：地方交付税、地方財政の確保に向けた意見書採択を求める陳情については、会議規則第36条第2項の規定によって提案説明は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、提案説明を省略いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第52・決算特別委員会の設置について

○議長（横井滋一君）

次に、日程第52・決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

本定例会に議題となり、提案説明がありました認定第3号から認定第29号までの平成16年度各会計の決算27件につきましては、委員会条例第6条の規定に基づきまして、決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、認定第3号から認定第29号までの各会計決算27件につきましては、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置を決定いたしました決算特別委員会の定数については、24名といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の定数は24名と決定いたしました。

委員の選任につきましては、委員会条例第8条の規定により、議長において、お手元に配付してあります決算特別委員会委員指名案のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員には、ただいま指名いたしました方々を選任することに決定いたします。

それでは、正・副委員長をお決めいただきます間、暫時休憩といたします。

午後0時00分 休憩

午後0時14分 再開

○議長（横井滋一君）

休憩を解き、再開をいたします。

決算特別委員会の正・副委員長が決まりましたので、事務局長より発表させます。

○議会事務局長（伊藤辰雄君）

先ほど決算特別委員会の正・副委員長さんをお決めいただきましたので、発表をさせていただきます。

委員長には伊藤典之議員、副委員長には中村文子議員であります。よろしく願いいたします。

○議長（横井滋一君）

なお、決算特別委員会の日程につきましては、12月15日、16日、19日の午前10時から開催を予定いたしておりますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井滋一君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月7日午前10時より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時16分 散会